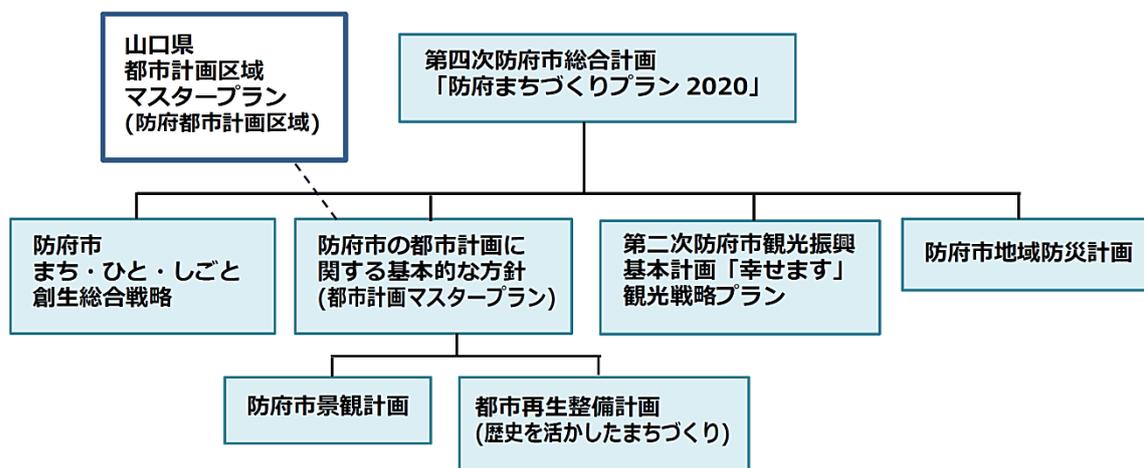


第3章 新庁舎とまちづくりの将来像

新庁舎の建設を長期的なまちづくりの取組へとつなげていくため、関連する上位計画が目指すまちづくりの方向性を確認するとともに、駅周辺エリアの現況を整理したうえで、まちづくりの将来像とその実現に向けたアクションイメージを描くことにより、新庁舎とまちづくりの関係や都市再生の方向性を示します。

3-1 上位計画

3-1-1 上位計画の体系



▲防府市における主な上位計画

3-1-2 上位計画が目指すまちづくりの方向性

(1) 第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン 2020」 H23 防府市

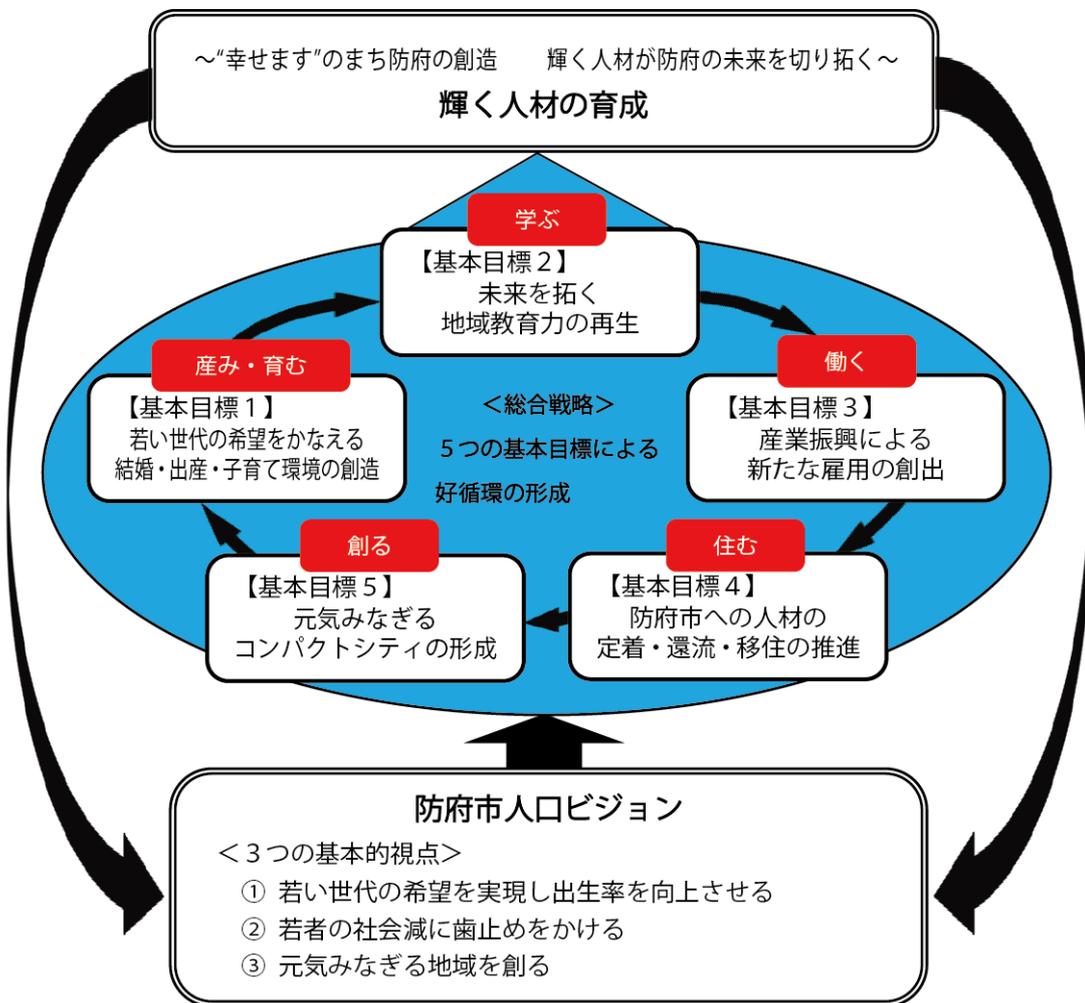
将来都市像を「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」とし、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築するために策定しており、適正な土地利用の推進や、商業・サービス産業の振興、観光の振興、生活交通の充実など各分野の計画を掲げています。

- ・適正な土地利用の推進については、現状に即した区域区分（線引き）において、適正な制限に基づいた計画的な市街化を進め、市街化区域については未利用地の有効利用を促進することとしています。
- ・商業・サービス産業の振興については、産業の育成支援を進めるとともに、魅力ある商店街の形成、大規模小売店舗や公共施設等との連携などによる回遊性の向上により中心市街地の活性化に努めることとしています。
- ・生活交通については、生活交通システムの充実とともに、市中心部へのアクセス向上に向け、駐車場・駐輪場として既存施設を有効利用するなど、需要動向に配慮して機能の充実に努めることとしています。
- ・庁舎については、計画的な行財政運営の推進において、安全・安心で利用しやすい庁舎とするため、地球環境に配慮した適切な維持管理を行うとともに、耐震強化を踏まえた庁舎建設計画を策定し、新庁舎の整備を進めることとしています。

(2) 防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略 H27 防府市

「産み・育む」、「学ぶ」、「働く」、「住む」、「創る」からなる5つの基本目標の好循環を形成することとし、長期的に戦略を深化させていくには、地域で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確立していく必要があります。

- ・元気みなぎるコンパクトシティの形成においては、商業、文化、教育などの都市の生活を支える機能の中心市街地への集積や中心市街地と融合した歴史文化資産等の整備などにより、活力ある都市核を形成するとともに、都市核と各地域が有機的に繋がった交通ネットワーク形成を進めることとしています。

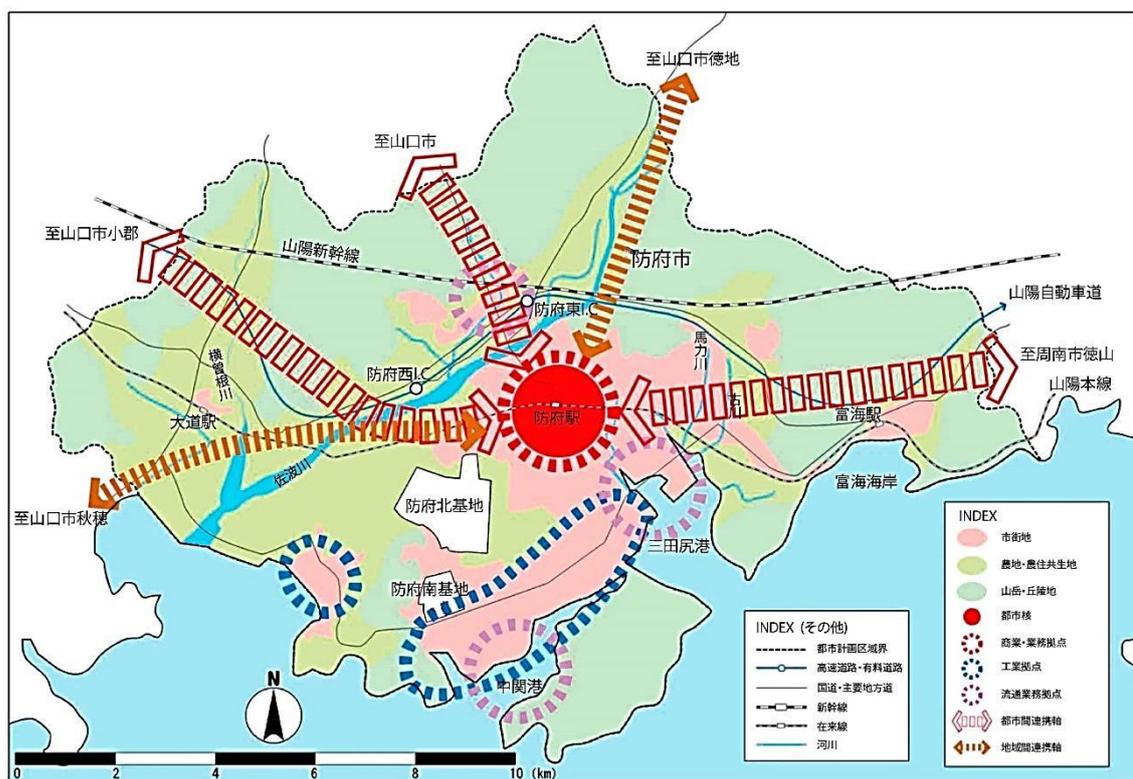


▲「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」概念図

(3) 山口県都市計画区域マスタープラン（防府都市計画区域） H24 山口県

山口県内の都市づくりを効率的かつ戦略的に推進していくための基本方針に基づき、県内 8 つの広域都市圏の都市計画の方針を定めたうえで、山口・防府エリアの都市計画区域マスタープランが策定されています。

- ・豊かな自然・歴史と多彩な交流・文化に満ちた県央部の都市づくりにおいて、県央部の都市らしい魅力ある商業・業務地の形成と活力ある臨海工業地の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進めることとしています。
- ・中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積した集約型の都市づくりを進める等としています。
- ・市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針として、中心市街地の再構築を図るため、商業・業務、文化施設をはじめとする県央部の都市としての高次都市機能の集積に努め、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることとしています。
- ・本市の玄関口となる JR 防府駅においては、南北市街地の一体化と都市機能の集約化が進んでおり、今後は、駅周辺の有効利用や接続する街路の整備を進め、公共交通の結節機能と都市機能が強化された魅力ある空間として整備を図ることを挙げています。

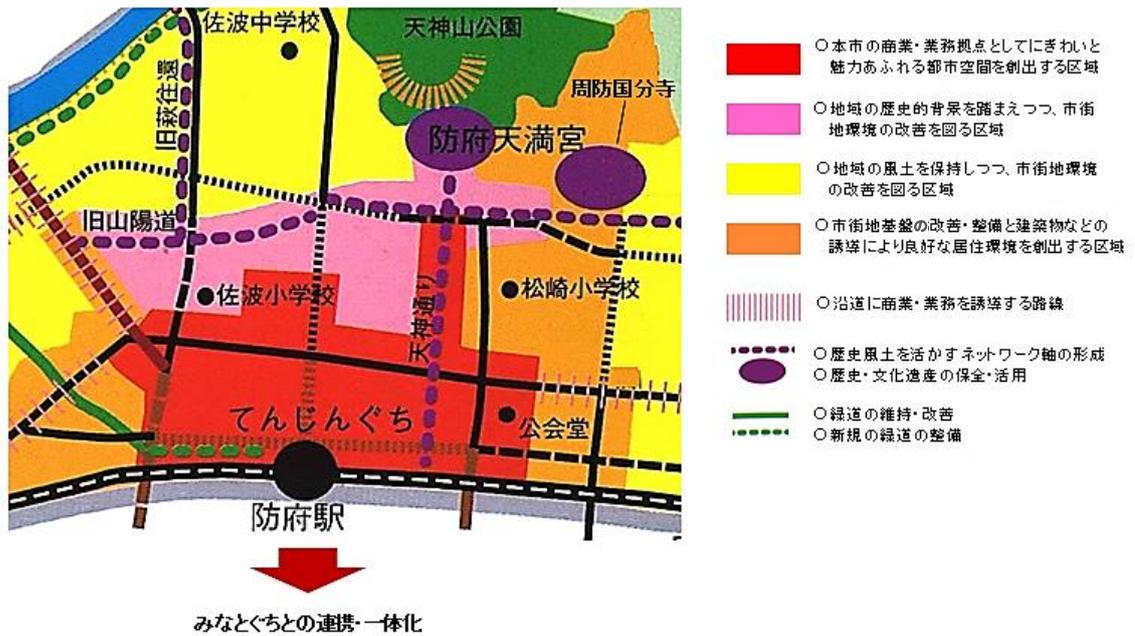


▲「都市計画区域マスタープラン」防府都市計画区域の将来都市構造

(4) 防府市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン） H11 防府市

都市計画の総合的な方針であり、まちづくりの視点から市全体並びに地域別の将来像を具体的に示すとともに、「土地利用」、「都市基盤整備」、「都市環境形成」などについての方針を明らかにしたものです。

- ・ 防府駅てんじんぐちを中心とする中心市街地については、既存の基盤整備事業との連携や遊休地の利活用により、防府駅みなとぐちと一体となったにぎわいある市街地空間を創出し、魅力ある中心市街地の形成を進めることとしています。
- ・ 北部地域のまちづくりの方針としては、「歴史と共存する魅力ある地域づくり」を掲げ、歴史的文化遺産を活用し、歴史と文化に彩られた魅力と個性あふれる地域づくりを挙げています。
- ・ 南部地域のまちづくりの方針としては、「港を活かし産業空間と共存する魅力ある地域づくり」を掲げ、防府駅みなとぐちの新市街地については、本市はもとより県央部の拠点地域として、商業・業務系施設の誘導を積極的に図り、防府駅てんじんぐちと一体となったにぎわいある都市空間を形成することとしています。

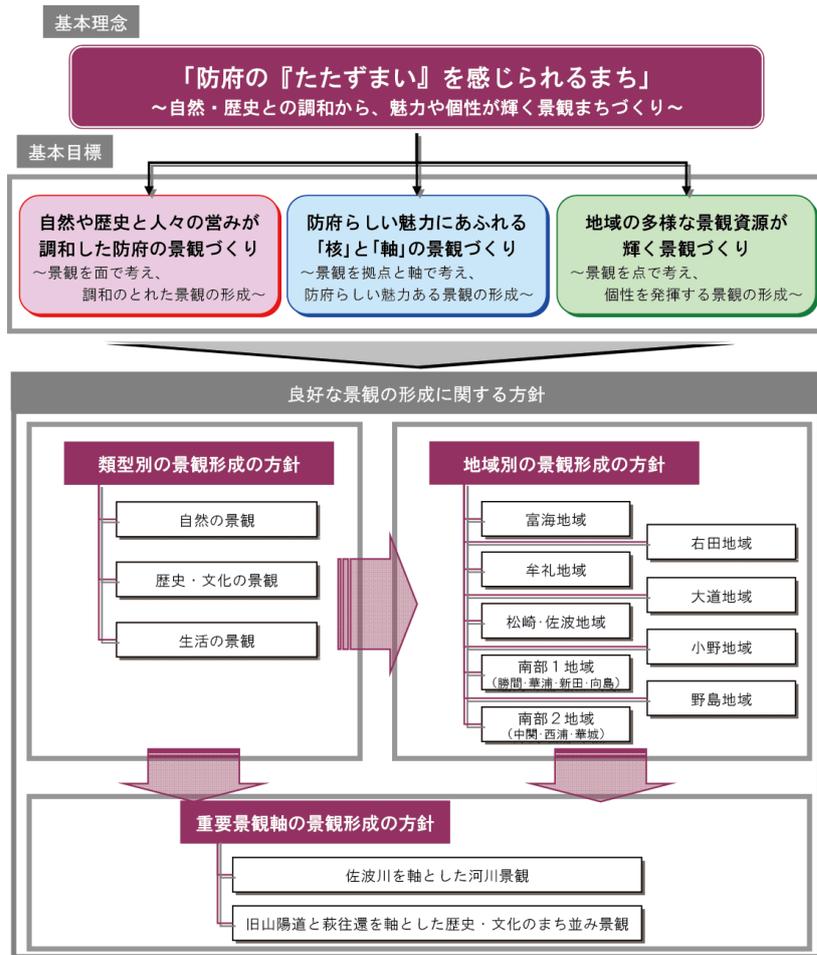


▲「防府市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」北部地域方針図

(5) 防府市景観計画 H24 防府市

「防府の『たたずまい』を感じられるまち」～自然・歴史との調和から、魅力や個性が輝く景観まちづくり～を基本理念とし、景観計画区域を防府市全域と定め、各地域の特性をいかした良好な景観の形成に取り組む、としています。

- ・本市の玄関口である防府駅周辺は、土地区画整理事業、市街地再開発事業などにより、新たな市街地景観が形成されていますが、新たな施設整備が進む一方で、古くからの建築物が残されていることから、ふぞろいでまとまりのない都市景観となっている感も否めないことを課題としています。
- ・防府らしい魅力にあふれる「核」と「軸」の景観づくりにおいては、防府のイメージを内外に発信する「顔」となる景観づくりに取り組むことが重要であり、本市の玄関口となる防府駅、多くの来訪者を集める防府天満宮など、防府らしさを象徴する「核」となる景観の魅力や個性を高める景観づくりを目指すこととしています。
- ・防府駅てんじんぐちは、本市の玄関口として、アスパラート、ルルサス防府などの周辺施設と一体となって、活気やにぎわいをもたらす景観形成を図ることとしています。
- ・天神商店街、銀座商店街などの中心市街地は、商業振興施策との連携に努め、にぎわいのある景観づくりを図ることとしています。
- ・防府駅みなとぐちは、本市の玄関口として、周辺の商業・業務施設と一体となって、活気やにぎわいをもたらす景観形成を図ることとしています。



▲「防府市景観計画」計画形成方針図

(6) 都市再生整備計画（歴史を活かしたまちづくり） H20・H25 防府市

古代から中世、近世、近代、現代とあらゆる歴史が「重奏」する防府のまちにおいて旧山陽道と萩往還は歴史上最も重要な街路であることから、旧山陽道と萩往還のデザイン方針を定め、この方針を計画推進の基礎としています。

- ・国衙を中心とした古代律令時代に形成された都市構造と、近世に発展した宮市・三田尻の二極都市という性格を有するとしうえ、旧山陽道を東西の基軸、萩往還を宮市と三田尻を結ぶ南北の基軸とし、これら回遊動線にさらなる変化と魅力を与える水辺の動線を加えることで、多様な回遊性を促す街路空間の形成を目指すこととしています。
- ・この計画事業により、まちの駅「うめてらす」の建設、電線類の地中化や道路の修景整備などを実施しています。

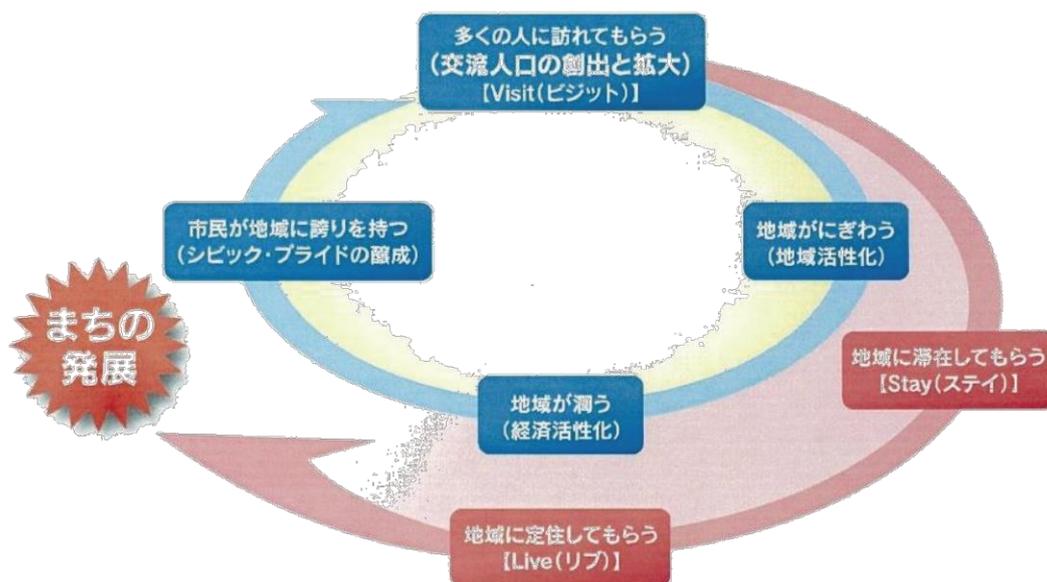


▲「都市再生整備計画」旧山陽道・萩往還デザイン方針図

(7) 第二次防府市観光振興基本計画「幸せます」観光戦略プラン H28 防府市

目指す観光のまち像を『「幸せます」の観光まちづくり推進都市～千三百年の史都・防府～』とし、「幸せます」を地域ブランドとする観光まちづくりを推進していくこととしています。

- ・観光まちづくりとは、地域が主体となって自然、文化、歴史、産業、人材等地域のあらゆる資源をいかすことにより、地域内外の交流を促進し、活力あるまちの実現がなされる活動と言われており、地域住民が自分の住む地域を誇りに思う（シビック・プライド）魅力的な地域をつくるのが、地域外からの来訪者の獲得につながり、さらに、地域外からの来訪者と地域の人々との交流を深めることにつながるという考え方です。
- ・市民の「幸せます」の心で来訪者を迎える意識醸成と、「幸せます」の心をもって活躍する観光人材の育成、併せて、そうした人材や観光関係団体、観光関連事業者及び民間事業者のネットワークの構築等、市民の手による「幸せます」ブランドの形成を本市の観光振興と観光まちづくりの最優先事項と捉え、観光まちづくりを推進していくこととしています。



▲「第二次防府市観光振興基本計画「幸せます」観光戦略プラン」観光まちづくり

(8) 防府市地域防災計画 H28 防府市防災会議

災害対策基本法に基づき、防災関係機関並びに市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、本市地域の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としています。

- ・大規模災害の発生直後であっても、市の行政機能低下を最小限にとどめ、緊急時の業務や、法律上必要な届出等の受付や衛生業務など、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを継続するため、災害時でも市が最優先に行うべき業務を事前に定め、業務の維持又は最短の期間での復旧を図る業務継続計画（BCP）を策定することとしています。
- ・避難場所等については、公民館、小・中学校、福祉センター等を中心に災害対策基本法の基準等に基づき指定をしていますが、引き続き、地域ごとのバランスを考慮したうえで避難場所等の指定を推進していく必要があるとしています。
- ・平成20年3月に山口県が公表した佐波川断層などによる地震の被害想定結果によると、公共交通機関の途絶などによる通勤・通学者や観光客など、防府市では8,101人の帰宅困難者が発生すると想定されており、一時的な滞在施設の確保に努めるとしています。
- ・市は、防府市社会福祉協議会及び防府市市民活動支援センターと連携して、防府市社会福祉協議会内に防府市災害ボランティアセンターを開設することとしています。
- ・避難場所、避難路、延焼遮断帯や防災活動拠点ともなる道路、公園など骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図ることとしています。
- ・耐震診断の結果、本庁舎については耐震性に問題があり改修が難しいため、建替えを検討することとしています。

【上位計画のまとめ～にぎわいのある集約型都市づくりへ～】

駅周辺の一体的なにぎわい形成

- ・魅力ある都市機能の集積した都市核の形成
- ・駅を中心に南北市街地が一体となったにぎわいある都市空間形成
- ・周辺施設との連携などによる回遊性の向上

居住・生活の場としての再生

- ・日常生活に相応しい都市機能を有した生活圏の構築
- ・安全で安心な災害に強い都市環境の創出

交通ネットワークの強化

- ・各地域が有機的に繋がった交通ネットワークの形成による市街地への交通便利性の向上

中心市街地と融合した歴史的文化遺産の活用

- ・歴史と文化が感じられる個性あふれる市街地形成
- ・観光ネットワークの形成による観光客の回遊性向上

上位計画のまとめ

にぎわいのある集約型都市づくりの推進

集約型都市づくりでは、都市全体の中で拠点となる区域や居住を誘導する区域など、将来のまちづくりを想定しながら公共施設を集約再編することで、市民の利便性や公共投資の効率性の維持・向上を図ります。

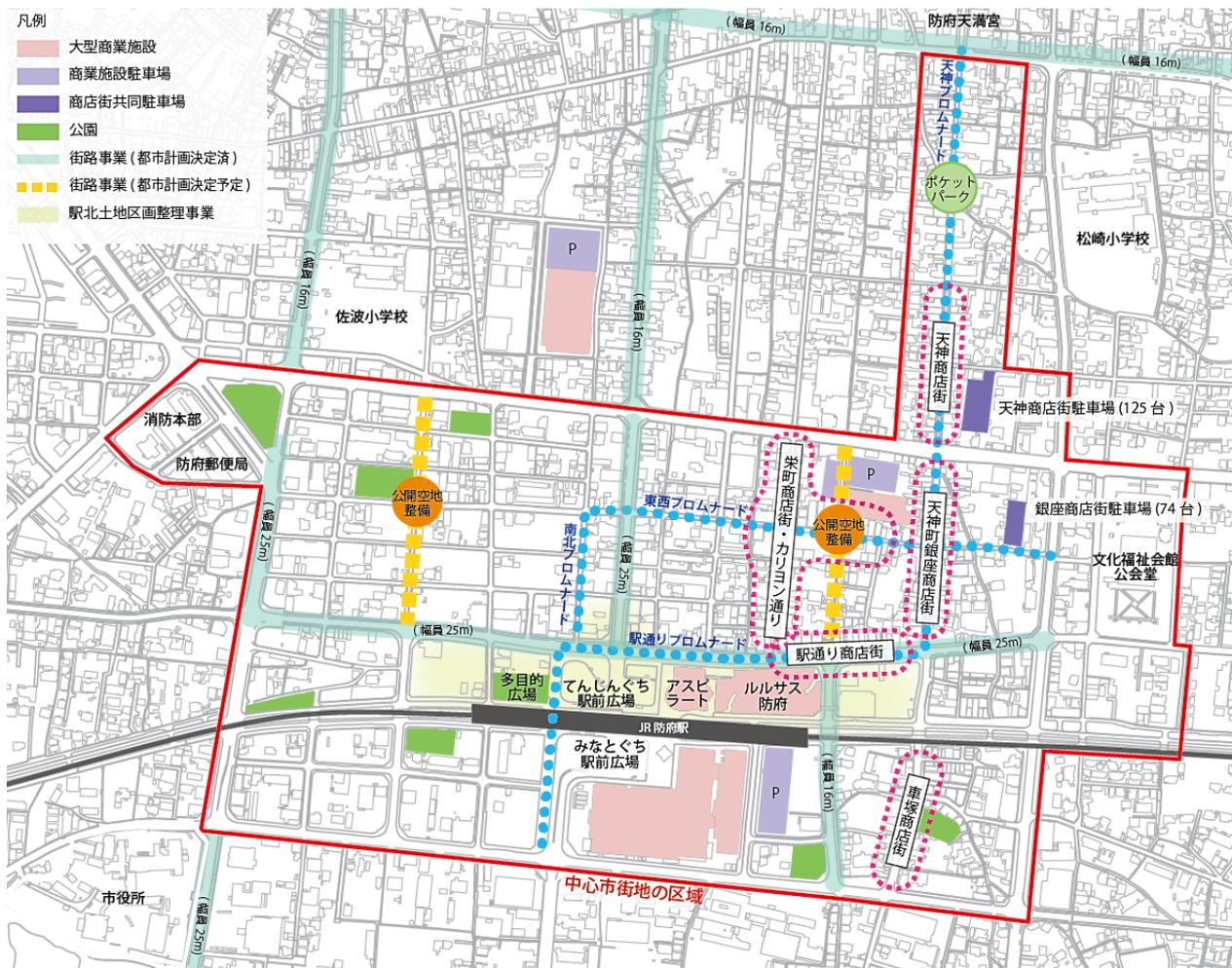
3-1-3 旧防府市中心市街地活性化基本計画 H11 防府市

中心市街地の空洞化を引き起こす都市構造を課題とし、その解決を目指した「旧防府市中心市街地活性化基本計画」は、今後の都市再生の方向性や取組等を検討するうえで極めて重要な計画であるため、その内容を振り返り、ここに再整理することとします。

(1) 計画策定の背景と目的

住居や商業、交通、サービス、景観、文化などのバランスが取れ、日常生活に相応しい都市機能を有した生活圏の構築と、都市型産業の育成と発展のための職住近接の生活環境整備を行い、都市型社会に相応しい、防府の“生活都心”の創造を実現しようとしています。

- ・これまでの都市基盤整備は、「都市の発展＝市街地の拡大」という方程式に基づいて押し進められ、都市構造が構築されてきた中、中心市街地における人口・都市機能の流出や高齢化といった「中心市街地の空洞化」が引き起こしている現都市構造を問題とし、都市政策の転換期であるということを念頭に置いています。
- ・タウン・マネージメント・オーガニゼーション(TMO)の創出を念頭に置いたマスタープランを作成し、既存計画を現状に即して再整理を行うことを基礎としています。



▲「旧防府市中心市街地活性化基本計画」概況図（現在の防府市中心市街地に適用）

(2) 中心市街地活性化の意義

- ・都市の核となる中心市街地の物理的・精神的求心性を回復し、安定した都市構造を確立する必要があるとしています。
- ・中心市街地は循環する公共的交手段の創設のキーステーションとしての機能を持つことで、明確な都市構造の構築が図られるとともに、生活の拠点としての求心性を確保する必要があるとしています。
- ・中心市街地は生活の場であり、人々が生活を行う上で、満足できる環境整備を行う必要があるとしています。

(3) 中心市街地の課題

- ・駐車場、空地、空家、空店舗などの低未利用地が非常に多く、また、当地区内には行政保有の遊休地が存在すること。(現在はマンションが建設された土地もあります。)
- ・中心市街地の人口は、昭和 55 年から平成 7 年までの 15 年間で、13.6%減少するとともに、高齢化も進んでいること。
- ・居住、商業機能及び行政サービスを含む様々な都市機能が流出(拡散)傾向にあり、防府市の中心市街地での機能が衰退しつつあること。
- ・都心人口や都市機能の衰退などにより市民の来街機会が減少する中で、地域住民や市民の「街への誇りや愛着」が薄れつつあること。

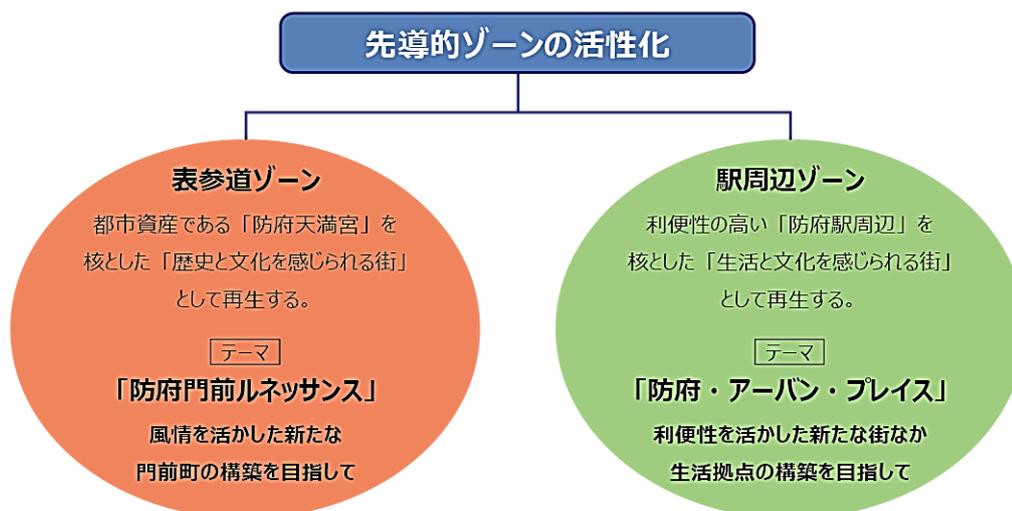
(4) 中心市街地の整備改善・商業等の活性化の一体的推進の方針

- ・「都市型社会に相応しい、防府の“生活都心”の創造」を目標とし、「“生活都心”と街なか生活」、「街なか居住と街なか商い」、「新たな都市型産業の創出と育成」、「タウン・マネージメント」の4つのコンセプトを基に整備していくこととしています。

※参考

防府市中心市街地活性化基本計画を基に、防府商工会議所が「防府 TMO 構想（中小小売商業高度化事業構想）」を策定し、市が平成 14 年に「まちづくり防府」を TMO 認定しました。

「まちづくり防府」は、防府市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地での商業活性化のためにまちづくりを進めていくことになりました。



▲「防府 TMO 構想」商業活性化に向けてのシナリオ

3-2 駅周辺エリアの現況

3-2-1 歴史的背景とまちの成り立ち

- ・市内には、縄文時代早期（約8,000年前）から人々が住んだ痕跡があります。弥生時代終わり頃（約1,800～2,000年前）の大規模集落である下右田遺跡など弥生時代の集落がいくつも見つかり、防府が拓かれた土地であったことが分かります。また、大日古墳などの6～7世紀の古墳が点在しており、市域より広い範囲を治めた権力者がいたことが推定できます。
- ・645年の大化の改新以降、律令国家の成立過程において、中央集権的な地方支配が進められ、近畿と九州を結ぶ官道である山陽道が本市を東西に貫くように整備されました。律令体制が整った8世紀前半にはこの地に周防国の国府が置かれ、8世紀中頃には国分寺が建立されるなど、古くからこの地方の政治・経済・文化の中心地として栄えました。
- ・日本三天神のひとつとされる防府天満宮は、菅原道真公が亡くなられた翌年の延喜四年（904年）、公と同族の国司が社殿を建立したのがおこりと伝えられています。その後同社は信仰を集めて参拝者が多く訪れるようになり、門前町宮市は周防国の商業の中心地のひとつとして発展しました。
- ・14世紀末の室町時代、江泊－岸津－警固町－高州－鞠生松原－仁井令－伊佐江を結ぶ線で海岸線となっていました。鞠生松原には現在も海岸の松原が残り、当時の面影をしのばせています。
- ・関ヶ原の戦いで領地が防長2国になった毛利氏は、増収のために領内で新田開発を進めました。防府では17世紀後半以降、市の南部を中心に干拓（開作）が盛んに行われ、赤穂（兵庫県）に次ぐ大規模な塩田が築かれましたが、塩業の廃止後、塩田跡地は工場地帯に姿を変え、防府の産業を支える地となっています。
- ・江戸時代、城がある日本海側の萩と瀬戸内海側の三田尻を結ぶ御成道として萩往還が整備されました。三田尻は藩の公館御茶屋や水軍の本拠地である御舟倉が置かれ萩藩の海の玄関口となって発展し、宮市とともに防府のまちの礎となりました。
- ・現在の防府駅周辺エリアのまわりには、防府天満宮や周防国分寺、周防国衙跡などの歴史的資源があり、観光地としてにぎわいを見せています。



▲防府市 駅周辺エリア

3-2-2 駅周辺エリアの現況【人口】

(1) 総人口・年齢別人口

防府市の人口は、近年概ね横ばいで推移しており、高齢化の進行も、近隣市に比べると緩やかであると言えます。

また平成2年から平成7年にかけて DID 面積(人口集中地区の面積)が大幅に増えています。



▲現況年齢別の人口「平成22年度国勢調査結果」(総務省統計局)を基に作成

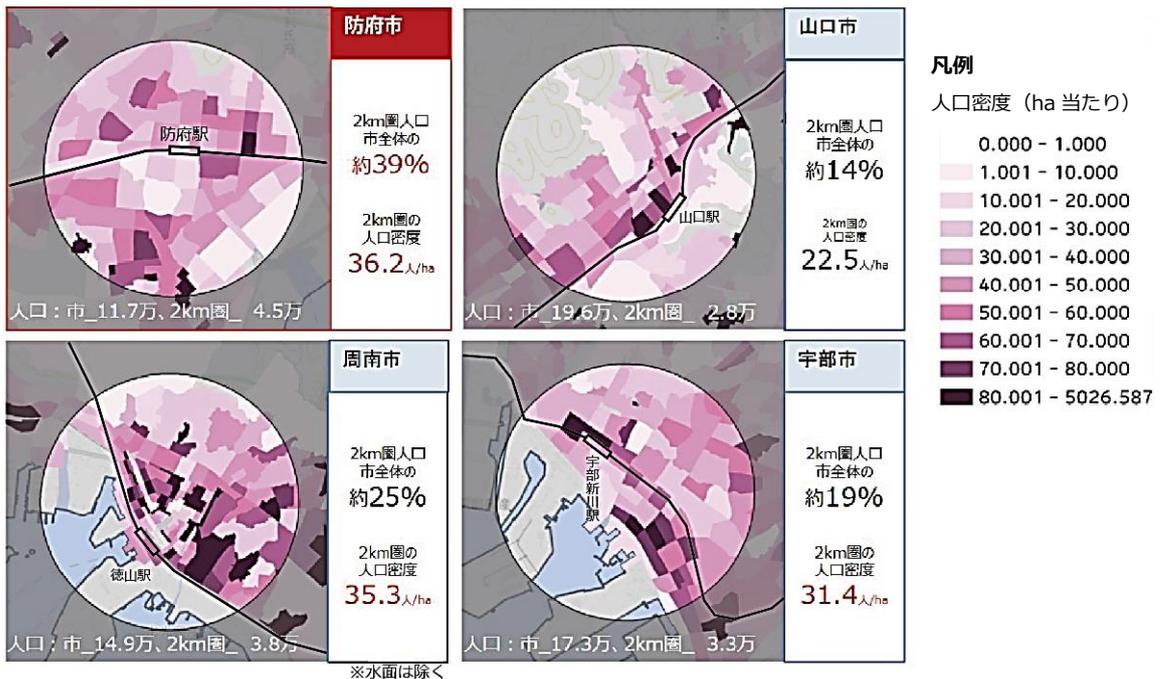


▲人口・DID面積の推移「平成22年度国勢調査結果」(総務省統計局)を基に作成

(2) コンパクトな市街地

防府市では、人口密度の高い2km圏内に人口の40%程度が居住しており、近隣市の人口集積状況を同様に比較してみると、防府市は他の都市と比べても、コンパクトな市街地が構成されていることがうかがえます。

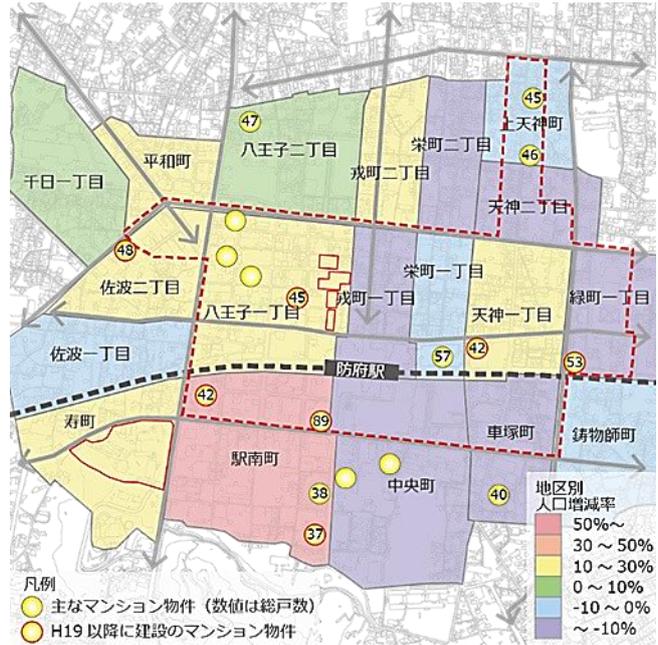
しかし、防府市においては駅周辺エリアの人口密度が高いとは言えず、空洞化が進んだものと考えられます。



▲近隣市中心部の人口集積状況「平成22年度国勢調査結果」(総務省統計局)を基に作成

(3) 駅周辺エリアへの人口回帰

駅周辺エリアにおいては、近年、面的整備やマンションの立地によると思われる効果で、人口増に転じている地区があります。



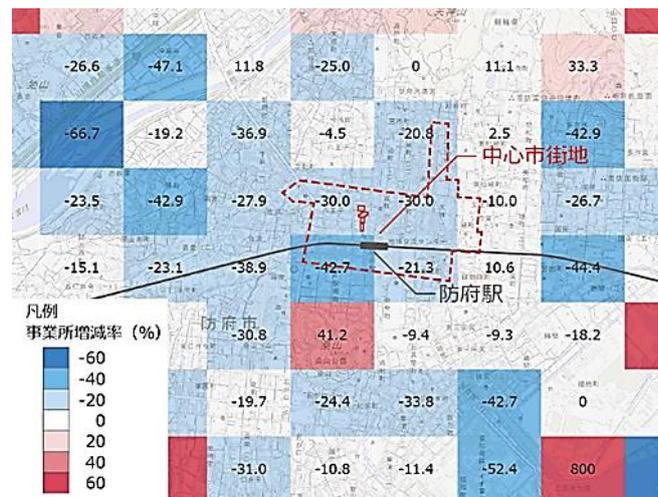
▲マンション立地と地区別人口増減率（H12-22）
国勢調査結果（総務省統計局）を基に作成

3-2-3 駅周辺エリアの現況【土地利用】

(1) 事業所数と市民の買物動向の推移

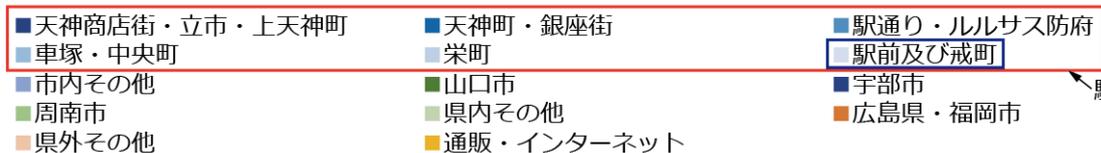
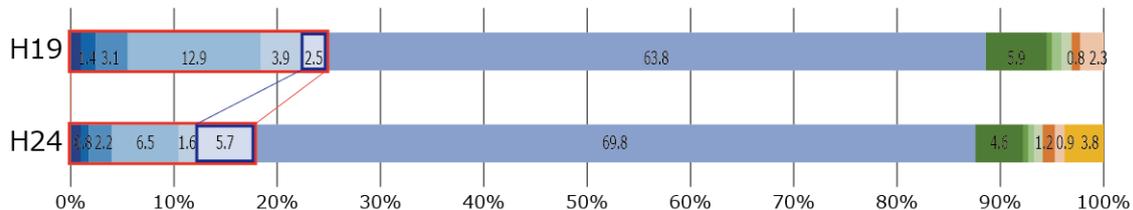
駅周辺エリアでは事業所数が減少しており、空洞化が進んでいます。また、郊外部や沿道への大規模小売店舗の出店が進み、市内の買物動向は「市内その他」で示されるそれらの商業施設の割合が増加してきていると考えられます。

一方、「駅前及び戎町」での購入先別金額の割合は増加していることから、駅南の大規模商業施設は、空洞化する中心市街地において一定の集客をしていることがうかがえます。



▲事業所数(業務も含む)の増減率（H12-H24）
経済センサス-活動調査（総務省統計局）を基に作成

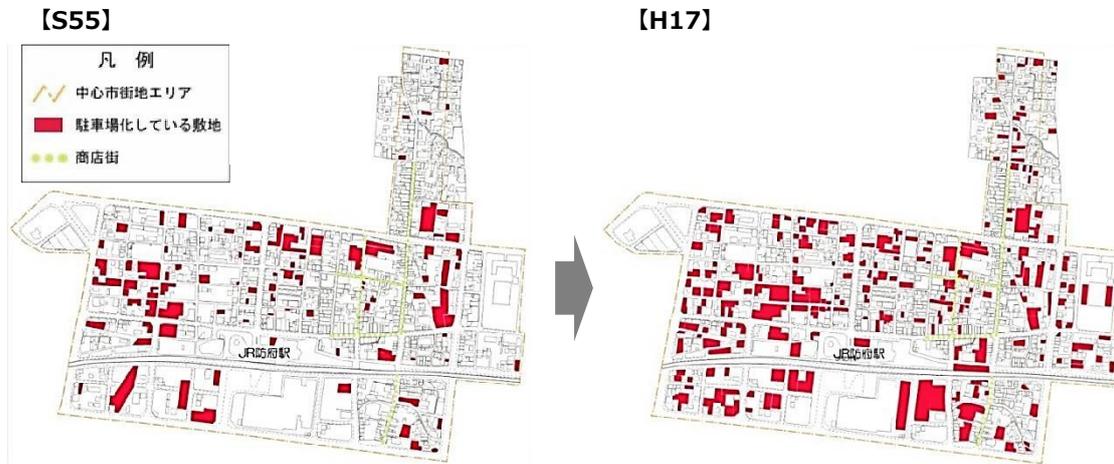
購入先別金額割合（一般買物の平均）



▲購入先別金額割合「山口県買物動向調査」を基に作成

(2) 低未利用地の増加

中心市街地の小売店舗の減少等に伴い、空地が増加しており、その場所を駐車場として整備するなどして駐車場が分散している状態の土地利用となっています。



▲防府市中心市街地の駐車場の分布

出典：鵜心治「人口減少下の地方都市におけるまちづくり手法に関する一連の研究」

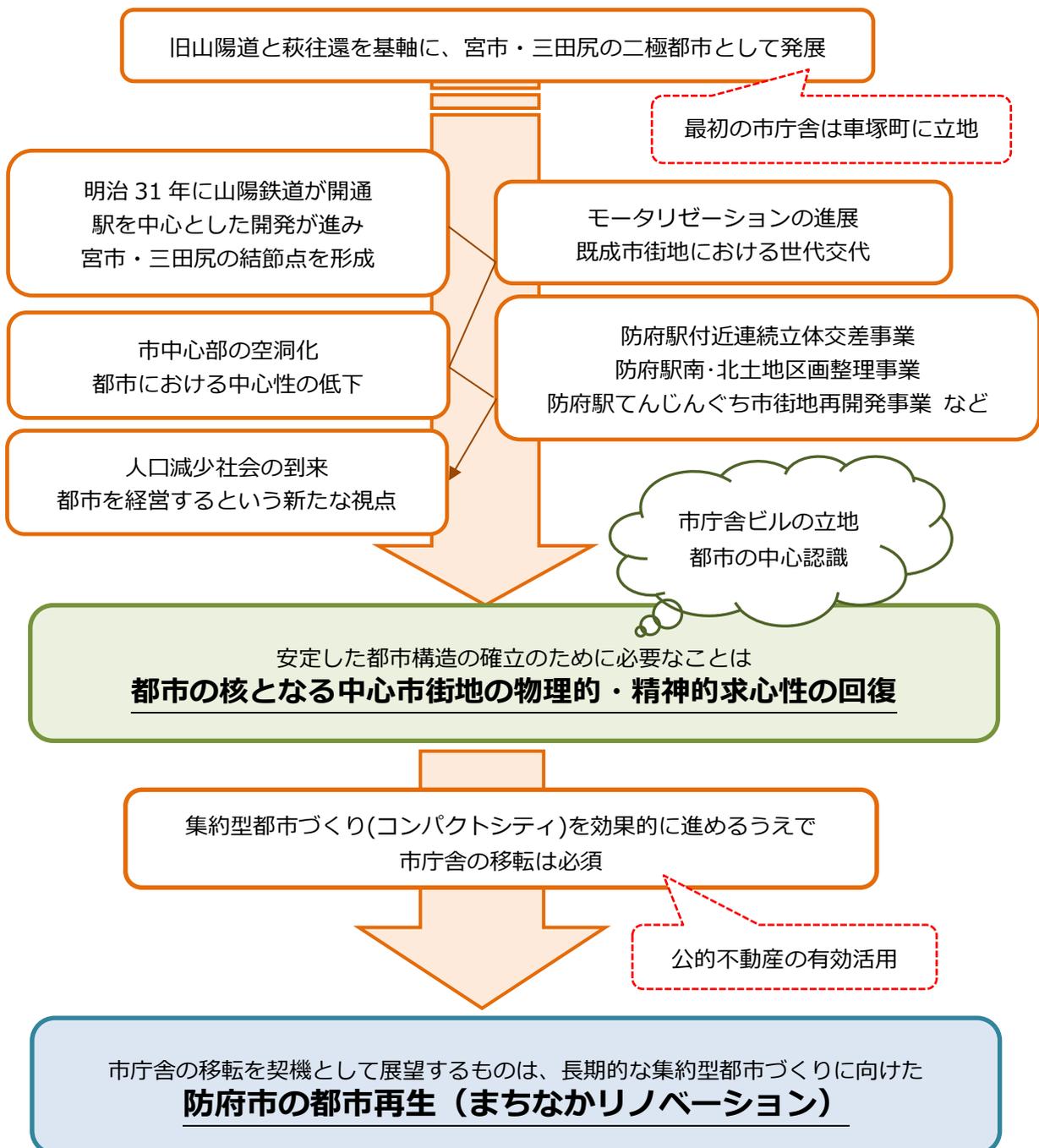
3-3 新庁舎とまちづくり

3-1-2の「上位計画が目指すまちづくりの方向性」の末尾でまとめたように、今後、本市においては、『にぎわいのある集約型都市づくり』がまちづくりや都市経営の大きな方向性となります。

市庁舎は中核的な行政サービス機能であり、その移転は、集約型都市づくりに向けた契機となり、これを加速化させ、大きく寄与するものとなります。

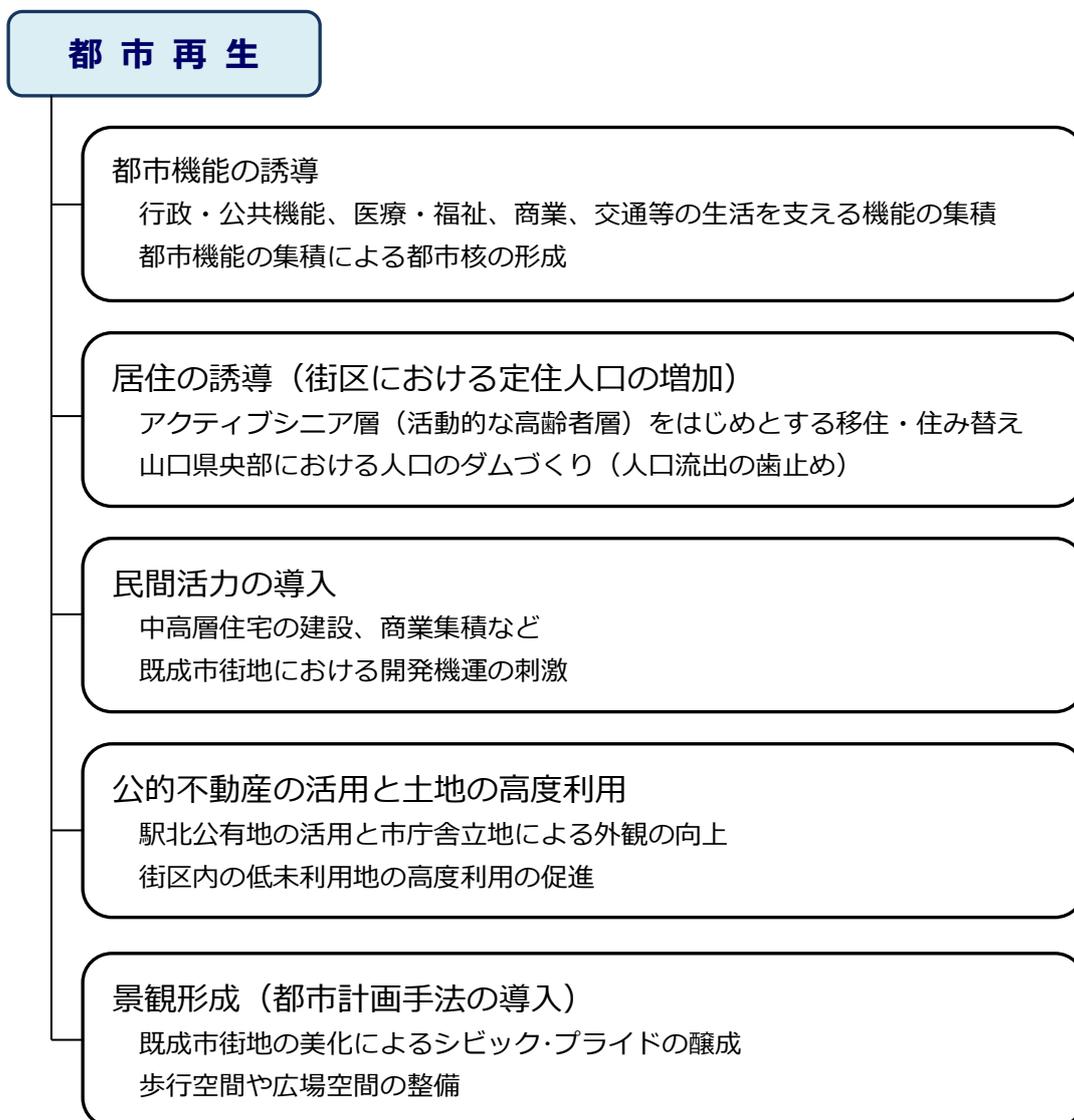
ここでは、集約型都市づくりを進めるうえで、なぜ市庁舎の移転が必要であるのか、市庁舎建設とまちづくりはどのように関わるのかを考えます。

3-3-1 市庁舎移転の必要性和まちづくりとの関わり

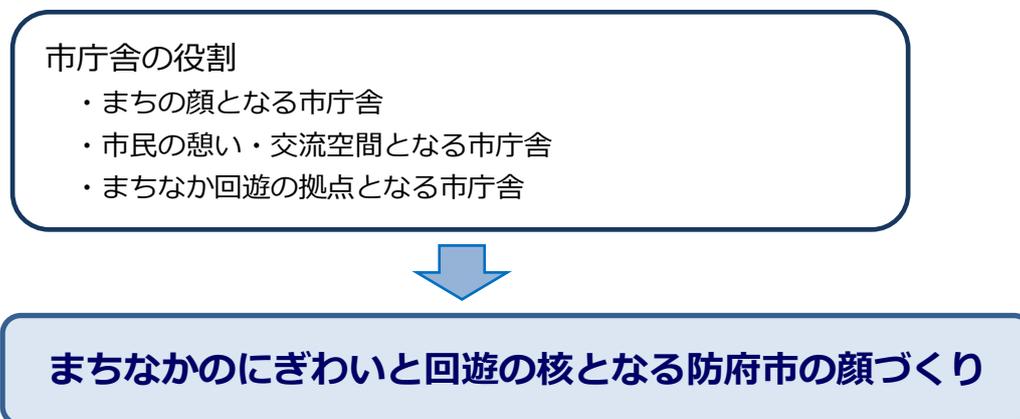


3-3-2 集約型都市づくりに向けた都市再生（まちなかりノベーション）の取組

都市再生において官民一体となって取り組むべき重要な観点を、以下に示します。



3-3-3 都市再生において市庁舎建設が担う役割



3-4 都市再生の考え方

「旧防府市中心市街地活性化基本計画」における基本的な考え方を踏襲して、新庁舎の駅北公有地エリアへの建設により、都市の核となる中心市街地の物理的・精神的求心性を回復させ、都市の再生につなげていくため、「防府生活都心」の創出を目指します。

3-4-1 「防府生活都心」の対象エリア

八王子一丁目、戎町一丁目、栄町一丁目、天神一丁目（以上の4地区の全域）、駅南町、中央町、車塚町（以上の3地区の一部）を「防府生活都心」の対象エリアとします（次ページの図を参照）。当該エリアの外周を、自動車交通量が多い旧国道2号などとしているのは、沿道の商業を当該エリアの都市機能の一部として捉えることができるからです。

なお、7地区の人口動向（平成7年国勢調査人口 - 平成27年住民基本台帳人口）を下表に示しています。戎町一丁目、天神一丁目、車塚町では人口減少が見られますが、防府駅南土地区画整理事業の施行効果により、駅南町の人口の増加が顕著で、7地区の合計では22.3%の増加となっており、マンションをはじめ、中高層住宅の建設が主たる要因として考えられます。

No.	地区名	平成7年(人)	平成27年(人)	増減率(%)
1	八王子一丁目	690	725	5.1
2	戎町一丁目	148	134	△9.5
3	栄町一丁目	276	313	13.4
4	天神一丁目	354	332	△6.2
5	駅南町	203	735	262.1
6	中央町	334	384	15.0
7	車塚町	608	572	△5.9
	合計	2,613	3,195	22.3

▲対象エリアの人口動向（H7-H27）

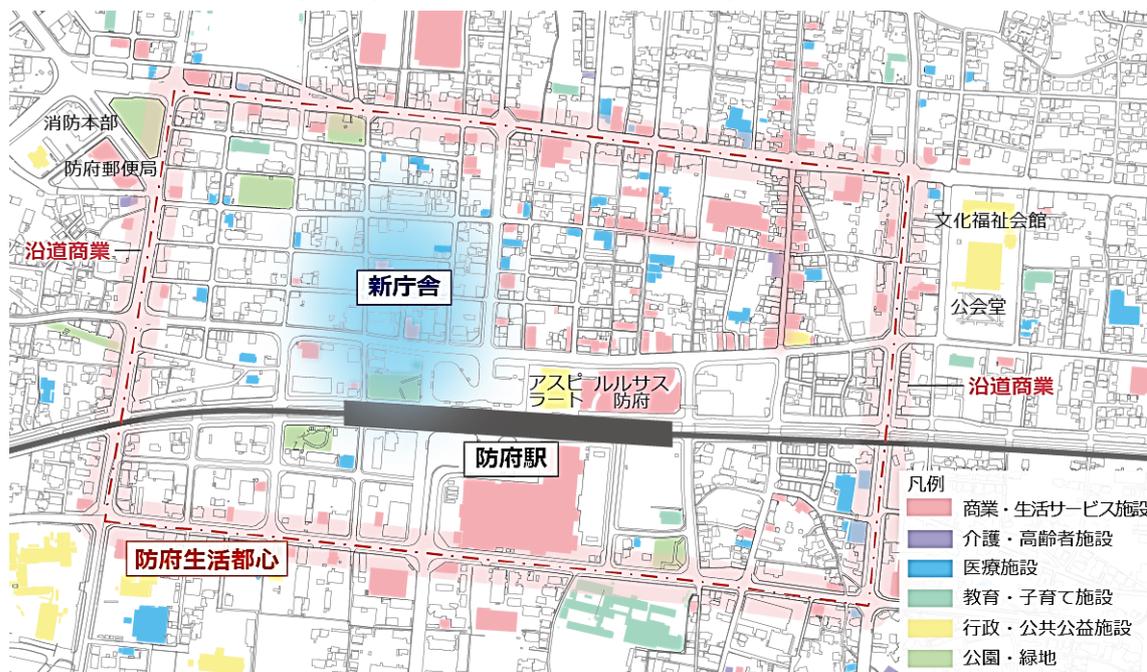
3-4-2 対象エリアにおける都市再生の視点

都市再生の考え方と「防府生活都心」の創出については、次の視点から検討することとします。

- ・都市機能の集約とまちの顔づくり
- ・安全・快適な歩行空間の整備
- ・広場空間などの整備
- ・災害に強い水とみどりのまちづくり
- ・防府駅を中心とした交通利便性の向上
- ・民間によるまちの再生の促進

3-4-3 都市機能の集約とまちの顔づくり

- ・ 駅に近接立地しているアスパラート、地域協働支援センター、図書館等に加えて、新庁舎を駅北公有地エリアに整備することで、行政機能の集約化を進めます。
- ・ 新庁舎整備を契機とし、新庁舎・駅前広場・アスパラート・ルルサス防府など一体となった景観形成、まちの顔づくりを行い、シビック・プライドの醸成を進める必要があります。
- ・ 「防府生活都心」への医療・福祉関連施設の誘致を検討するなど、大規模商業施設も含め、都市機能が集積・近接した歩いて暮らせる街区づくりが求められます。



▲都市機能の集積状況（平成 28 年 10 月時点）

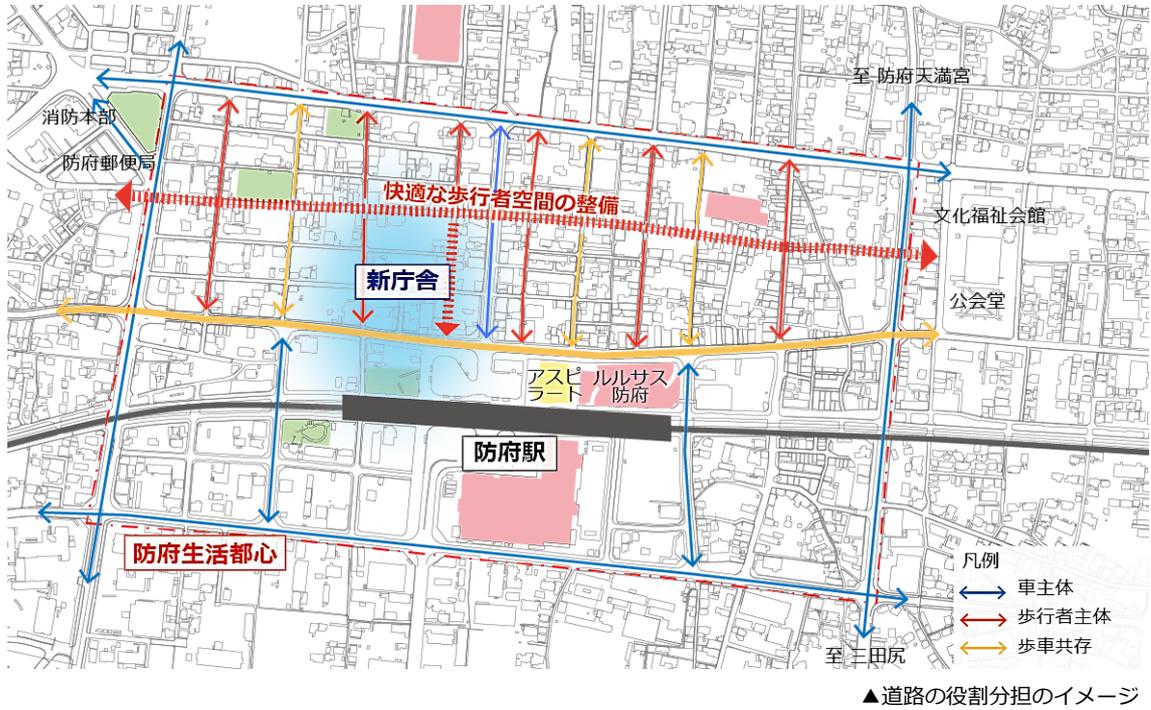
地方中核都市クラスの都市の中心拠点において想定される各種の機能例

行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例：本庁舎
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービスを受けられることができる機能 例：病院
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館

▲出典：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

3-4-4 安全・快適な歩行空間の整備

- ・道路の役割分担により、安全な歩行空間を整備し、健康づくりウォーキングなど目的性のある回遊動線を形成することが重要です。
- ・旧山陽道や萩往還への結びつきを強化し、観光におけるまち歩きのリターン性を向上させるなど、住んでよし・訪れて良しの観光まちづくりを進める必要があります。



3-4-5 広場空間などの整備

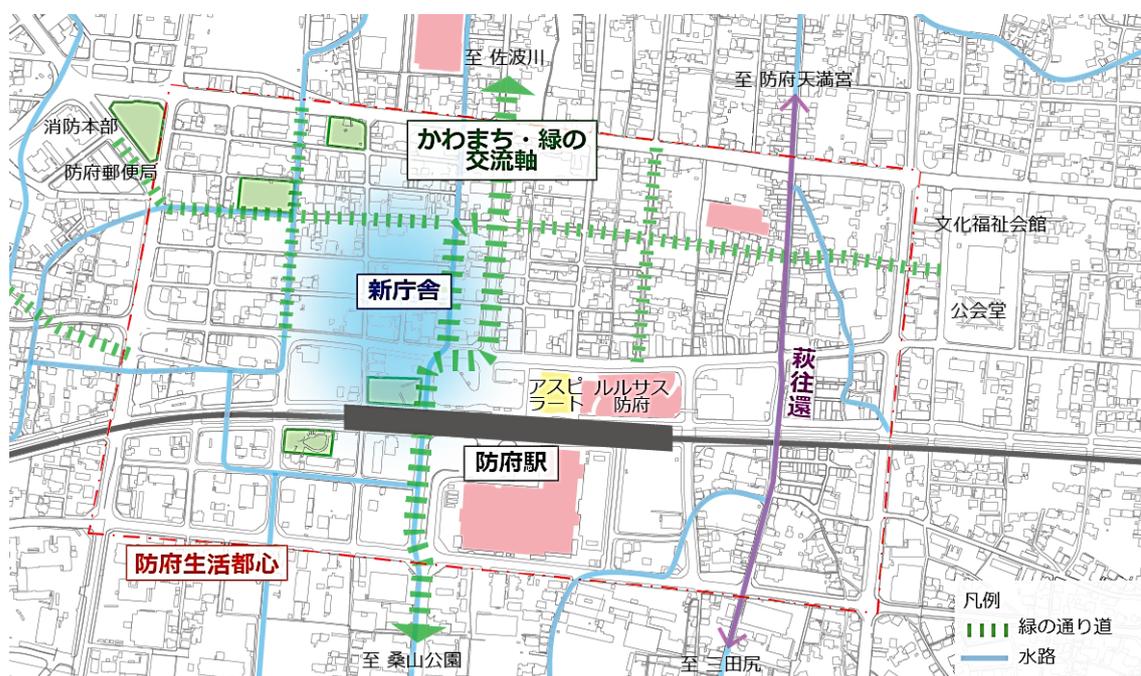
- ・既存広場・公園のリニューアルなども含め、まちなか居住者のコミュニティ形成の場や市民活動の場として利用可能な気軽に立ち寄ることができる広場空間を整備するなど、利用したくなる滞留空間の創出が求められます。
- ・新庁舎及びその周辺の広場空間を活用・連携させたイベント等の開催によるにぎわいづくりに努め、まちなかにぎわいと回遊の核となる防府市の顔づくりを推進します。



▲多目的広場

3-4-6 災害に強い水とみどりのまちづくり

- ・既存の街路樹や水路を活用し、周囲の自然に調和した景観づくりを目指します。
- ・阪神・淡路大震災を契機として緑地の役割が重要視されており、災害時の避難路や火災からの延焼を遮断する機能を確保するために、防火性に優れた街路樹の選択を行うなど、防災に配慮した緑化整備が求められます。
- ・広場を利用するなどして、備蓄倉庫や耐震性貯水槽等を備えた広域的な防災拠点となるスペースを確保しておくことが大切です。



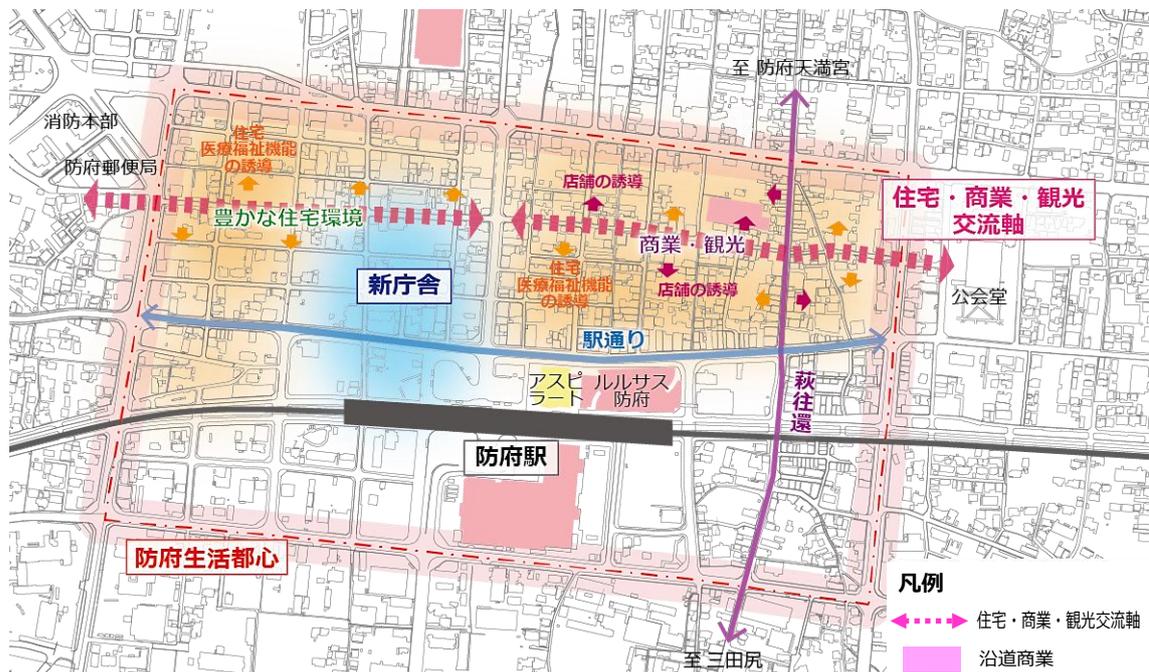
▲水とみどりのイメージ図

3-4-7 防府駅を中心とした交通利便性の向上

- ・市民が日常的に利用する公共施設、商業施設、医療・福祉施設等へのアクセス性を高めるコミュニティバスの導入など、交通利便性の向上が求められます。
- ・「防府生活都心」へのアクセス性を高める集約型駐車場の整備や公共施設利用者に対する民間駐車場の利用なども検討する必要があります。

3-4-8 民間によるまちの再生の促進

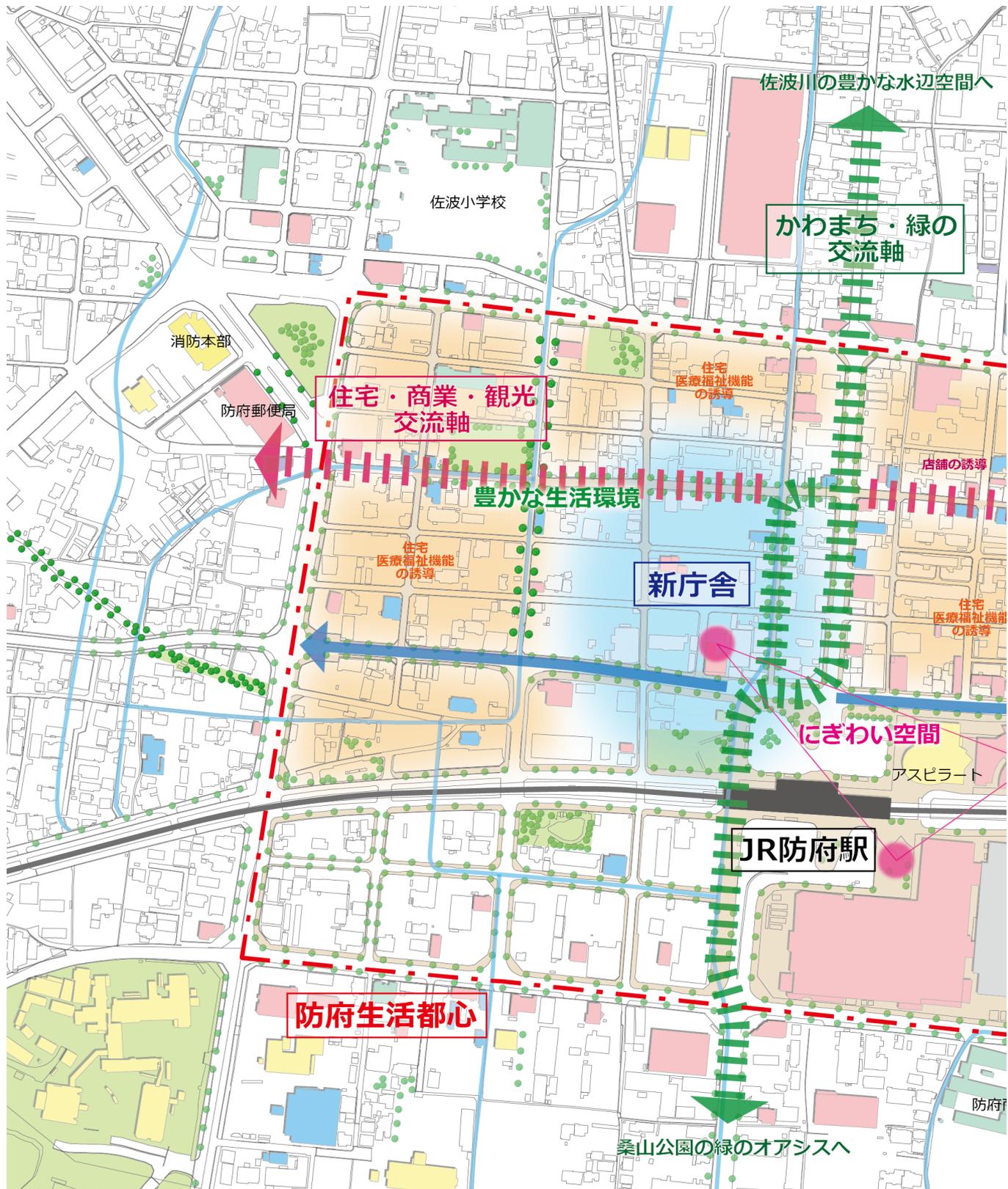
- ・新庁舎整備による「防府生活都心」の拠点性と経済的価値の向上を背景に、歩行空間の整備などの都市再生の取組を通じて、住宅の整備など民間によるまちの再生を促進します。
- ・歩行空間の拡充や緑化の推進を行うため、地区計画等、都市計画手法の活用を検討する必要があります。
- ・幅広い世代の多様な住み方が可能となるまちの整備を促進するため、子育て支援施設、医療・福祉関連施設等をはじめとした生活関連施設の誘導が求められます。
- ・防府天満宮をはじめとする歴史・文化エリアと連携した観光機能の強化を行うとともに、市民だけではなく観光客も利用できる飲食店等の店舗を誘導し、日常生活を観光資源とするいわゆる「まち旅」が楽しめる観光交流軸の形成が求められます。



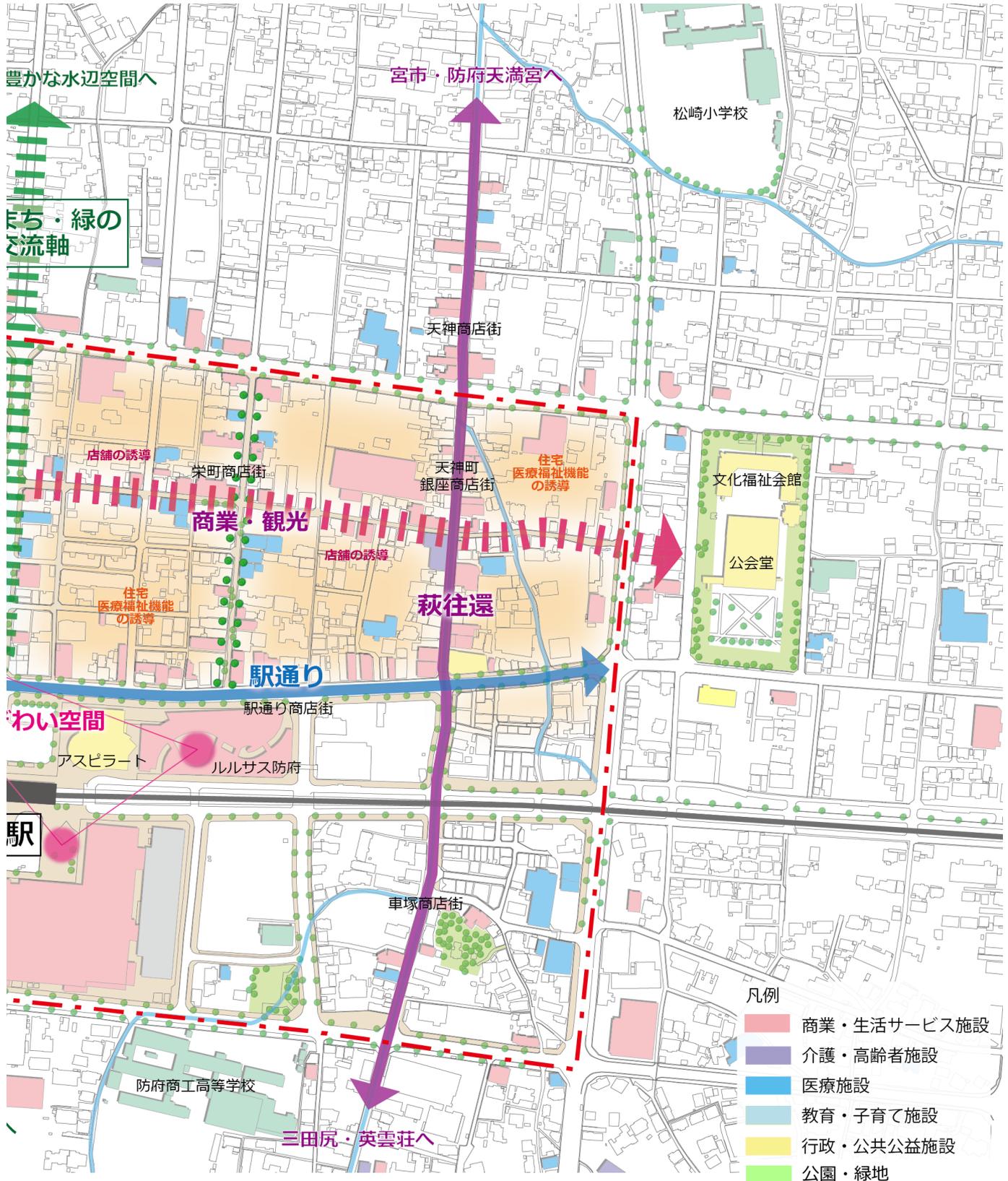
▲まちの再生促進のイメージ

3-5 将来像の実現に向けたアクションイメージ

「都市の核となる中心市街地の物理的・精神的求心力」を持った「防府生活都心」を形成するために、外部からも交通の利便性が良く、都市機能が近接して集積し、まちなかを歩いて暮らせる、住んでよし、訪れて良しのまちづくりをしていく必要があります。



災害に強く、緑多い歩行空間に住居、店舗、オフィスが立ち並ぶような景観豊かな街区の形成を、30年、50年先の未来に向け、短期から中・長期に至る時間軸の中で継続的に取り組むことが必要です。



▲「防府生活都心」のアクションイメージ